

地域再生計画認定申請マニュアル

(各 論)

<まち・ひと・しごと創生寄附活用事業部分抜粋>

注意

本マニュアルは、地域再生計画の認定申請受付に合わせ、隨時見直しを行っております。

地域再生計画の認定申請時には、必ず最新版のマニュアルを御確認ください。

令和3年4月21日

内閣府 地方創生推進事務局

2 まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関する寄附を行った法人に対する特例（地方創生応援税制（企業版ふるさと納税））

2-1 まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（内閣府）：【A2007】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

地方創生の取組をさらに加速化させていくためには、地方公共団体が民間資金も活用して地方版総合戦略に基づく事業を積極的に実施していく必要があります。そのため、地方公共団体が行う地方創生事業に対する法人の寄附を促す制度を創設しました。

本制度は、法人が認定地域再生計画に記載されたまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（以下「寄附活用事業」という。）に関する寄附を行った場合に、地方税法及び租税特別措置法で定めるところにより、当該法人の道府県民税、事業税及び市町村民税並びに法人税の課税について、課税の特例を適用します。

② 認定申請を行う主体

以下の要件に該当する団体を除き、都道府県又は市町村が単独又は共同で申請することができます。

A) 都道府県 普通交付税の不交付団体であること。

B) 市町村 普通交付税の不交付団体であって、その全域が地方拠点強化税制の支援対象外地域（※）とされていること。

（※）首都圏整備法で定める既成市街地・近郊整備地帯、近畿圏整備法で定める既成都市区域等（拡充型事業に係る地方拠点強化税制の支援対象外地域）

③ 対象となる事業

地方版総合戦略に位置付けられた事業であって、法人から寄附を受け、実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））の設定、評価方法（PDCAサイクル）の整備により効率的かつ効果的に実施される事業が対象となります。

なお、基金を活用した事業についても、⑤の取扱いにより、対象となります。

④ 支援措置に係る必要な記載事項及び必要な手続

（1）必要な記載事項

認定申請に当たっては、地域再生計画の記載事項のうち、「5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業」に、様式1のとおり次のaからfの項目を記載してください。

a. 事業の名称

b. 事業の内容

c. 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

d. 寄附の金額の目安

※「寄附の金額の目安」は、寄附額が寄附活用事業（a.に掲げる事業）の事業費の範囲内となるよう、事業の実施と寄附の受領を適切に管理するために設定す

るものです。当該事業費のうち確実に執行が見込まれる額以下の金額を設定してください（詳細は「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ & A」Q 2－9 参照）。

- e. 事業の評価の方法（PDCA サイクル）
- f. 事業実施期間

（2）認定申請に当たって必要な書類

i 認定申請を行う地方公共団体の地方版総合戦略

関連部分を抜粋するなど、地方版総合戦略における、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の位置付けが分かる形で提出してください（寄附活用事業の記載を地方版総合戦略に位置付けられた地方創生に資する事業であること等が確認できる程度のもの（寄附活用事業が地方版総合戦略に掲げる基本目標・基本的方向ごとに適合することが確認できる程度の記載）とする場合は、地方版総合戦略の全文の提出で差し支えありません。）。当該地方版総合戦略は、（1）のf. に掲げる事業実施期間の始期に効力のあるものを提出してください。

ii 基金への積立てに充てる寄附を活用する事業の認定申請に当たっては、i に掲げる書類に加えて、⑤の【認定申請に当たって必要な書類】に記載の書類を提出してください。

⑤ 基金への積立てに係る取扱い

基金への積立てに充てる寄附については、下記の i ~ iii の要件を備える基金であって、かつ、地方公共団体がiv ~ x の運営管理を行うものへの積立てに充てる寄附が、本税制の対象となります。

【基金の要件】

- i 地方公共団体が設置する基金であって、取り崩し型のものであること。
- ii 当該基金の設置根拠となる条例において、その目的が事業単位で特定のもののみに限定されることが明確に定められているものであるほか、複数の事業の実施を目的とする場合には、全ての事業が地域再生計画に記載されたものであること。なお、基金を設置する場合には、事前相談において設置根拠となる条例案を提出してください。
- iii 基金に積み立てる時点において、後年度の支出が確実に見込まれるものであること。

【運営管理】

- iv iiiにより見込まれる支出額を超える額の積立てを行わないこと。また、積立て額のうち、寄附を充てる分の割合を10割未満とすること。
- v 各年度において、基金への積立て額のうち、寄附を充てる分の割合が5割を超える場合には、天候の状況その他の事由にかかわらず事業の実施が確実であるとともに、過去の執行率等を踏まえ最低限の執行が見込まれる額の範囲内で寄附額を受領することにより、事業の終了時に寄附の累計額が事業への支出の累計額を上回らないことが

確実に見込まれること。

- vi 基金から事業への支出実績が出てきた段階で、積立て額に対して実際の支出額が少ないことが判明した場合には、以降に新たに積み立てる額を、実績に応じた額に引き下げる。
- vii 各年度に積み立てた寄附について、基金から事業への支出が完了するまで、毎年度、積立て額、寄附額、事業費、基金残額等を地域再生法施行規則別記様式、様式2-1及び様式2-2により国へ報告すること。また、各年度における基金への積立て額のうち、寄附を充てる分の割合が5割を超える基金を活用した事業について、寄附の受領を行った場合は、当該年度内に受領した寄附額、寄附の累積総額が最低限の執行が見込まれる額の範囲内である理由等を様式2-2により国へ報告すること。
- viii viiの報告の結果、事業への支出を開始した年度以降において、支出額の実績が伸び悩み、事業の終了時に支出総額が寄附の累積総額を下回るおそれがあると判断されるときは、事業の内容について国が行う助言に従い、翌年度以降の支出額が改善するようすること。
- ix viiiの助言が行われた年度の翌年度以降、なお是正の措置の要求に従わない場合は、認定を取り消されることを予め承知すること。併せて、既に積立てられた寄附分が適切に支出されるまで事業を継続すること。
- x viiの報告の結果、国が認定した事業以外の事業に対する支出が行われている等の不適切な状況にあることが判明した場合は、認定が取り消され、ixと同様の取扱いとすることを予め承知すること。

【認定申請に当たって必要な書類】

④の（2）のiに掲げる書類に加えて、次の書類を提出してください。

- ・当該基金の設置条例（議決前にあっては条例案）
- ・積立て額、寄附額、事業費、基金残額等を記載した様式2-2

※すでに認定を受けた寄附活用事業（基金を活用しないものに限る。）に関連する寄附を、新たに基金に積み立てる場合は、基金への積立てを行う前に、上記の書類を提出してください。

⑥ 法人からの寄附の受領

法人からの寄附は、地域再生計画の認定後であれば、受領が可能です。ただし、寄附活用事業の費用に確実に充てる必要があるため、

- ・事業費の確定前に寄附を受領する場合は、地域再生計画に記載した「寄附の金額の目安」の範囲内で、
- ・事業費の確定後に寄附を受領する場合でも、事業費の範囲内で、受領してください。

なお、事業費の確定後は、事業費の範囲内であれば「寄附の金額の目安」を超えて寄附を受領することが可能となります。

結果として事業費を超えて寄附を受領した場合には、当該事業に係る地域再生計画の認定が取り消されるなど、事後の地域再生法上の特例措置の適用に当たり、地方公共団体に不利益が生じることがありますので、寄附額が事業費を超えないよう適切に管理してください。

また、実際の支払いを伴わない、法人からの寄附の申し出については、事業の企画立案から事業の実施完了に至るまで、いずれの段階でも受け入れることができます。

なお、基金への積立てに充てる寄附については、⑤を参照してください。

⑦ 寄附を行った法人に対する受領証の交付

認定地方公共団体は、地域再生法施行規則で定めるところにより、寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対して寄附を受領したことを証する書類を交付してください。

⑧ 税制措置の内容

地方税法及び租税特別措置法で定めるところにより、寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対し、寄附額の最大6割に相当する額の税額控除の特例措置がなされるものです。地方公共団体に対する法人の寄附である損金算入措置による軽減効果（約3割）と合わせて、寄附額の最大約9割に相当する額が軽減されます。

【税目ごとの特例措置の内容】

A) 法人住民税

寄附額の4割を税額控除（法人住民税法人税割額の20%が上限）

B) 法人税

法人住民税の控除額が寄附額の4割に達しない場合、寄附額の4割に相当する額から法人住民税の控除額を差し引いた額を税額控除（寄附額の1割、法人税額の5%が上限）

C) 法人事業税

寄附額の2割を税額控除（法人事業税額の20%が上限）

⑨ 事業実施後の報告

寄附活用事業の完了後、受領した寄附額や寄附を充当した事業の内容、その事業費及び関連するKPI（事業の実施状況に関する客観的な指標）を地域再生法施行規則別記様式及び様式2-1により国へ報告してください。

また、事業期間が複数年度にわたる事業の場合、会計年度ごとに、これらの事項を報告する必要があります（基金への積立てを行う場合は、地域再生法施行規則別記様式、様式2-1及び様式2-2により国へ報告してください。）。

⑩ 実施期間

本税制の適用期限である2024年度までの事業を申請可能です。

⑪ 地域再生計画の変更について

地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更以外の変更については、変更の認定を受ける必要があります。

⑫ 認定地方公共団体の行為の制限

寄附活用事業を行う地方公共団体は、寄附を行う法人に対し、当該寄附を行うことの代償として以下の行為を行ってはなりません。

- a. 補助金を交付すること。
- b. 他の法人に対する金利よりも低い金利で貸付金を貸し付けること。
- c. 入札及び許認可において便宜の供与を行うこと。
- d. 合理的な理由なく市場価格よりも低い価格で財産を譲渡すること。
- e. このほか、経済的な利益を供与すること。

※寄附を行う法人に対し、当該寄附を行うことの代償として上記a～eの行為を行った場合には、地域再生計画の認定が取り消されることがあります。

⑬ 認定地域再生計画の公表について

認定地域再生計画については、広く周知を図るため全ての計画書を「企業版ふるさと納税ポータルサイト（https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyou_furusato.html）」で公表します。

その際、各地方公共団体の照会先として、基礎データ表に記載の担当部署名及び電話番号を掲載します。基礎データ表と異なる照会先としたい場合は、個別にご相談ください。

【様式 1】

5－2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例
(内閣府) : 【A 2007】

① 事業の名称

○○事業

② 事業の内容

○○

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（ＫＰＩ））

5－2 の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (○年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
				基本目標○

④ 寄附の金額の目安

○○千円（○年度～○年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（P D C Aサイクル）

○○

⑥ 事業実施期間

○年○月から○年○月まで

【様式 1 の記載要領】

① 事業の名称

事業の名称を記載してください。

② 事業の内容

認定を受けようとする事業の内容を端的に記載してください。

※当該事業が地方版総合戦略に位置付けられた地方創生に資する事業であること等が確認できる程度の記載（寄附活用事業が地方版総合戦略に掲げる基本目標・基本的方向ごとに適合することが確認できる程度の記載）で差し支えありません。

※なお、地方版総合戦略において、基本目標・基本的方向に紐づく施策の概要に関する記載がある場合は、当該記載と同一として差し支えありません。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（ＫＰＩ））

アウトカムベースの重要業績評価指標（ＫＰＩ）を設定してください。

※このＫＰＩは、地方版総合戦略の基本目標に係る数値目標と同一の指標でも構いません。

④ 寄附の金額の目安

申請時点での寄附の金額の目安を記載してください。

※寄附の金額の目安とは、事業費の確定前に地方公共団体が受領することのできる寄附額の上限となる目安額をいいます。当該目安額は当該事業費のうち確実に執行が見込まれる額以下の金額として各地方公共団体に設定していただきます。

※算出の方法としては、

①想定される事業費のうち国庫補助金等を除いた地方負担額（予算事業の特定が困難な場合は主要な事業の事業費の合計や地方創生関係交付金事業の地方負担額の合計で差し支えありません。）に、過去の類似事業における入札率や予算執行率を掛ける方法

が考えられますが、地域再生計画の作成の段階で個別具体的な事業を特定することが困難である場合には、

②寄附の募集、受領が可能な額を現実的に見込む方法（①により算出される額又は当該地方公共団体の標準財政規模の5%（市町村は10%）に相当する額以内である場合に限る。）

等の方法を用いることも可能です。

※結果として事業費を超えて寄附を受領した場合には、当該事業に係る地域再生計画の認定が取り消されるなど、事後の地域再生法上の特例措置の適用に当たり、地方公共団体に不利益が生じることがありますので、寄附額が事業費を超えないよう適切に管理してください。

⑤ 事業の評価の方法（P D C A サイクル）

- ・行政以外の第三者を参画させた体制で評価を実施してください。
- ・評価は、事業完了後、速やかに行われるようにしてください。また、実施期間が複数年度にわたる事業については、毎年度検証することとしてください。

⑥ 事業実施期間

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例は、2024 年度までの事業に適用が可能です。

様式2-1

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告に係る添付書類

1. 地域再生計画の名称及び事業の名称

地域再生計画の名称	
事業の名称	

2. 地方公共団体の名称

--

3. 事業費及び関連する寄附額

事業の名称	
-------	--

※地域再生計画に記載した事業の名称(5-2. ①)と同じである必要はありませんが、その場合、当該事業に含まれる事業を記載してください。

対応する地域再生計画(5-2. ①)に掲げる事業の名称	
-----------------------------	--

※「事業の名称」欄に記載した事業の名称が、地域再生計画に記載した事業の名称(5-2. ①)と異なる場合、対応する地域再生計画の事業の名称を記載してください。

※地域再生計画に記載した事業の名称(5-2. ①)に小区分がある場合は、小区分の事業の名称を記載してください。

○ 事業の概要

--

○ 事業費の内訳

(歳出)	(単位:円)	(歳入)	(単位:円)
歳出計		歳入計	
		地方創生応援税制の適用のある寄附額計	
		上記以外の財源	

<チェック欄>

上記に掲げる事業は、

<input type="checkbox"/>	・従来から行っている事業に寄附を充てるものではありません。
<input type="checkbox"/>	・従来から行っている事業にも寄附を充てていますが、寄附を契機として事業内容に質的又は量的变化がある事業のみに寄附を充てています。

※上記の基準に適合していることを確認の上、適合している場合は「○」を選択してください。

※従来から行っている事業とは、地域再生計画(第1期総合戦略期間中に認定を受けたものを含む。)の認定を受ける前から行っている事業をいいます。

4 事業の目標の達成状況

事業の目標の達成状況について、該当するものに「○」を選択してください。

該当するものに「○」	達成状況
	目標以上を達成
	概ね目標を達成
	目標達成に向け順調に推移
	やや目標達成困難
	目標達成困難

注1)基金を活用した事業については、基金執行計画・実績表(様式2-2)を併せて提出すること。

注2)基金を活用した事業については、地方創生応援税制が適用された寄附の全額が支出されるまで、この報告書を提出すること。

事業の名称		認定地方公共団体の名称						(単位：千円)		
区分		2019以前 (年度)	2020	2021	2022	2023	2024	2025以後	合計	うち、22年3月末までの累計額
計画	積立て額（A）								0	0
	うち寄附額（地方創生応援税制の適用のあるものに限る）（a）								0	0
	積立て額計に占める寄附額計の割合	#□ V/0!	#□ V/0!	#□ V/0!	#□ V/0!	#□ V/0!	#□ V/0!	#□ V/0!	0	0
	事業費								0	0
	うち取り崩し額を財源とするもの（B）								0	0
	基金残額（A-B）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実績	うち寄附額残額（a-B）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	積立て額（A）								0	0
	うち寄附額（地方創生応援税制の適用のあるものに限る）（a）								0	0
	積立て額計に占める寄附額計の割合	#□ V/0!	#□ V/0!	#□ V/0!	#□ V/0!	#□ V/0!	#□ V/0!	#□ V/0!	0	0
	事業費								0	0
	うち取り崩し額を財源とするもの（B）								0	0
基金残額（A-B）		0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち寄附額残額（a-B）		0	0	0	0	0	0	0	0	0
①事業費の精算方法を記載ください。										
計画										
②寄附の累積総額が最低限の執行が見込まれる額の範囲内である理由を記載ください。										
計画					実績					
③（基金残額が計画に比べ多い場合のみ）積立て額や事業費等が計画に比べて増減した理由を記載ください。										
計画					実績					
記載要否										不要